

引っ越しに伴う 各種手続きはお早めに

3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる月です。月曜日や月初め・月末は、引っ越しの手続きなどで窓口が非常に込み合いますので、早めに手続きをしてください。

年度末・年度初めの土日受け付けおよび平日の窓口受付時間の延長

3月下旬から4月初めの転入・転出に伴う届出などの混雑緩和対策として、年度末・年度初めの土・曜日に転入や転出などを対象とした窓口業務を行います。

また、3月28日から4月4日まで、平日の受付時間を延長しますので、この機会にぜひご利用ください。

- ▽土日受け付け 3月31日（土）、4月1日（日）の午前8時半～午後5時
- ▽窓口延長 3月28日（水）～30日（金）、4月2日（月）～4日（水）の午前8時半～午後7時
- ▽ところ 市役所本庁舎
- ▽取扱業務 下表参照

取扱業務	問い合わせ先	
	担当課	電話番号
①住民異動届（転出・転入・転居など）の受け付け ②戸籍届（出生・婚姻・離婚など）の受け付け ③住民票の写し、戸籍証明書（謄抄本）、身分証明書、各種税証明書の発行 ④印鑑登録、印鑑証明書の発行 ※窓口に来た人の運転免許証や健康保険証など、本人確認書類が必要です。 なお、①③について代理人が申請する場合は委任状も必要です。 ※印鑑登録は、本人が直接申請し、本人確認が得られた場合のみ即日カード交付が可能です。また、印鑑証明書の発行には、印鑑登録証（カード）が必要です。 ⑤ごみ分別収集日程表・分け方出し方のチラシの配布	市民課 ※①は3月24日・25日のみヒロ口（駅前町）3階総合行政窓口で対応（ただし、3月20日までに予約が必要）。	☎ 40・7020
①国民健康保険の資格取得喪失に関する手続き ②後期高齢者医療に関する手続き ③国民年金に関する手続き ①児童手当・特別児童扶養手当に関する手続き ②子ども医療費・ひとり親家庭等医療費の給付資格に関する手続き ③保育所に関する手続き	国保年金課 ①☎ 40・7045 ②☎ 40・7046 ③☎ 40・7048	①②☎ 40・7039 ③☎ 35・1131
※水道の使用開始・廃止手続きは、上下水道部お客さまセンター（☎ 55・6868）で3月17日（土）・21日（水・祝）・24日（土）・31日（土）のみ、電話で受け付けます（午前8時半～午後5時）。 ※平日は通常どおり窓口で受け付けします（市役所本庁舎窓口＝午前8時半～午後5時／岩木庁舎窓口＝午前8時半～午後6時／市ホームページでは常時受け付けます）。	子育て支援課	



【転出するとき→転出届】 転出する前のおおむね10日以内に届け出を。

新しい住所地での転入届に必要な転出証明書の交付または個人番号カードか住基カードへの転出処理を受けてください。

【転入したとき→転入届】 転入した日から14日以内に届け出を。

前の住所地で交付を受けた転出証明書または特例に係る処理済みの個人番号カードか住基カードを必ず持参してください。

【市内で転居したとき→転居届】 転居した日から（引っ越し後）14日以内に届け出を。

※届け出には窓口に来た人の運転免許証や健康保険証など、本人確認書類が必要です。また、代理人（同居の親族を除く）が届け出をする場合は、委任状も必要です。

【通知カードかマイナンバーカードの持参】

平成27年に各世帯へ送付されている「通知カード」や申請した人に交付されている「マイナンバーカード」には住所が記載されています。転入や転居をする場合は新しい住所を記載しますので、届け出の際は、必ず持参してください。

■問い合わせ・届け出先 市民課（市役所1階、☎ 40・7020）／岩木総合支所民生課（☎ 82・1628）／相馬総合支所民生課（☎ 84・2111、内線809）／各出張所



市立小中学校は、住んでいる地域ごとに教育委員会が定めた学区があり、その学区によって指定された学校（指定校）に通学することになります。市内の転居でも転居先によつ

ては、小中学校を転校しなければならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 教育委員会学務健康課（岩木庁舎内、☎ 82・1643）



【転出するとき】 被保険者証や高齢受給者証などを返却してください。また、市外の学校に入学する場合は、在学証明書または学生証の写しを持参してください。
【市内で転居したとき】 被保険者証などを持参し、届け出を。

■問い合わせ・届け出先 国保年金課（市役所1階、☎ 40・7045）／岩木総合支所民生課（☎ 82・1628）／相馬総合支所民生課（☎ 84・2111、内線810）



【転出するとき・市内で転居したとき】 被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証を持参し、届け出を。
【転入したとき】 県外からの場合は、前の住所地からの負担区分等証明書を持参し、届け出を。

■問い合わせ・届け出先 国保年金課（市役所1階、☎ 40・7046）／岩木総合支所民生課（☎ 82・1628）／相馬総合支所民生課（☎ 84・2111、内線810）



【住所を異動するとき】 国民年金1号加入中の人が、年金受給中の人は手続きが必要な場合があります。詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ先 国保年金課（市役所1階、☎ 40・7048）／岩木総合支所民生課（☎ 82・1628）／相馬総合支所民生課（☎ 84・2111、内線810）



要介護・要支援認定を受けている人や認定申請中の人は、新しい住所地であらためて認定申請をしてください。

詳しく述べ問い合わせください。
■問い合わせ先 介護福祉課（市役所1階、☎ 40・7050）



【住所を異動するとき】 児童手当や子ども医療費を受給する場合、ひとり親家庭への支援や保育所を利用する場合などには手続きが必要です。お問い合わせください。同居者が変わることによる手続きが必要となることがあります。

■問い合わせ先 子育て支援課（市役所1階、手当・医療費について…☎ 40・7039、保育所の利用について…☎ 35・1131）
※岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課・各出張所で手続きできる制度もあります。